

菊池市不登校児童生徒経済的支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、菊池市不登校児童生徒経済的支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、菊池市補助金等交付規則(平成19年規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)を踏まえ、校外教育支援センター及びフリースクール等民間施設に通所する不登校児童生徒の保護者に対し、通所に係る費用を補助することにより、児童生徒の社会的自立に向けた学習等の機会の確保を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の補助対象者は、菊池市立小中学校(以下「小中学校」という。)に在籍する児童生徒の保護者とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 菊池市就学援助費規則(平成20年教育委員会規則第10号)第6条の規定による認定を受けていないこと。
- (3) 児童生徒が、校外教育支援センター及びフリースクール等民間施設に通所する不登校児童生徒であること。
- (4) 児童生徒が在籍する小中学校において、当該小中学校との十分な連携及び協力関係のもと、校外教育支援センター及びフリースクール等民間施設での活動により、指導要録上の出欠の取扱いにおいて出席であること。
- (5) 市が実施するアンケート調査に協力すること。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の補助対象経費は、校外教育支援センター及びフリースクール等民間施設への通所に要する費用で補助対象者が負担した実費のうち、次に定めるものとする。

- (1) 交通費 自宅から校外教育支援センター及びフリースクール等民間施設までの交通費
- (2) 実習費 校外教育支援センター及びフリースクール等民間施設での体験活動、

実習等に要する費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の総額とし、次の区分ごとにそれぞれ20,000円を上限として、予算の範囲内で市長が定めるものとする。

- (1) 前期 6月1日から9月末日までの交通費及び実習費
- (2) 後期 10月1日から1月末日までの交通費及び実習費

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、菊池市不登校児童生徒経済的支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 交通費及び実習費支出内訳書(様式第2号)
- (2) 交通費及び実習費を支払ったことが分かる書類(領収書等)の写し
- (3) 通所証明書(様式第3号)
- (4) 出席扱い証明書(様式第4号)
- (5) 施設利用確認書(様式第5号)
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同一年度の前期申請において、通所証明書及び出席扱い証明書を提出した申請者は、同一年度の後期申請において、通所証明書及び出席扱い証明書の提出を省略することができる。

(交付決定額の調整)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請が複数ある場合において、当該交付申請額の総計が、予算額を超えるときは、交付決定額の調整により、申請額の一部を補助するものとする。

(交付決定及び確定)

第8条 市長は、第6条の規定による交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは菊池市不登校児童生徒経済的支援事業補助金交付決定兼確定通知書(様式第6号)により、不適当と認めたときは菊池市不登校児童生徒経済的支援事業補助金不交付決定通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定により交付決定額の調整を行ったときは、当該調整後の交付決定額により、前項の規定による交付決定を行うものとする。

(交付)

第9条 申請者は、前条の規定による補助金の確定の通知を受けたときは、菊池市不登校児童生徒経済的支援事業補助金交付請求書(様式第8号)により請求し、補助金の交付を受けるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和8年6月1日から適用する。

(この要綱の失効及び検討)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日後のこの要綱の継続については、同日の到来までに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。